

令和4年8月9日

尾北支部 会員 各位

愛知県行政書士会 尾北支部  
支部長 高田 大覚

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、江南市農業委員会事務局より、令和4年6月以降、昭和用排水土地改良区の受益地内の農地転用について、別紙のとおり通知がございましたのでお知らせします。

◆別紙の通知内容と事務局で確認した内容の概要

- 昭和用排水土地改良区内において、県営水質保全対策事業の対象地の受益地  
(以下「受益地」と記す。受益地のエリア図は当支部 HP 上に掲載予定。)  
については、令和7年度(令和8年3月31日)まで農用地利用計画変更(農振除外)の申請および農地法第4条・第5条の許可は実質できなくなります。なお登記地目が田の土地が対象です。登記地目が畑の土地は受益地ではありません。
- 受益地の内、白地であれば、分家住宅を建てるための農地法第4条・第5条の許可は可能。(白地でも分家住宅以外は許可できない。)
- 江南市の条例で定めた都市計画法第34条第12号のエリア内(今市場町・安良町)の受益地も同様の扱いとなります。
- 江南市以外の受益地についても原則同様の扱いとなりますが、依頼者から相談があった場合は、必ず各市町の農業委員会事務局で確認をしてください。

以上

支部会員の皆様におかれましては、今後とも支部活動へのご協力を賜ります様宜しくお願いいたします。